

生徒心得

本校生徒として遵守・実践すべき事項を、次のとおり示す。

第1 服装・身だしなみ

1 制服については学校指定のものとして加工せず、以下のとおりである。

- (1) ブレザー（左襟に学年色の校章をつける）、ワイシャツ（白）、ズボンまたはスカート、ネクタイをきちんと着用すること。
- (2) 夏季についてはブレザー、ネクタイを着用しなくてもよい。また、ワイシャツではなく、学校指定の校章入り紺色のポロシャツを着用してもよい。
- (3) 一年を通じ、学校指定のベストを着用してもよい。冬季は学校指定のセーターの着用を認めるが、登下校の際には必ずブレザーを着用すること。また、コートは華美でないものとする。
- (4) 学校行事、校外学習、儀式的行事、定期考査の際は制服、ワイシャツ、ネクタイを着用すること。（夏季の考査はブレザー、ネクタイを着用しなくてもよい。）
- (5) 衣替えは6月1日、10月1日とする。ただし移行期間（5月1日～5月31日、10月1日～31日）は冬季・夏季の服装のどちらの服装でも可とする。
- (6) 制服をだらしく着ないこと（ワイシャツの裾を出す、スカート芯を折る、ズボンの裾を折るなど）。また、スカートの下にジャージ、スウェットなどは着用しないこと。
- (7) サンドルの着用は禁止とする。

2 頭髪は、パーマ、カール、染色、脱色、エクステなどの加工は禁止とする。

3 装飾品（ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪など）は身に着けないこと。また、化粧（色付きリップ、口紅、つけまつげ）も禁止とする。

4 校舎内では学年色の上履きを着用すること。また、体育館履きは指定された以外の場所で着用してはならない。

5 実習着、実験着、体育着は学校指定のものを着用すること。

6 異装せざるを得ない場合は、所定の用紙にて届出ること。また、授業に関する異装については、授業担当教員に届出ること。

生徒手帳より抜粋・一部訂正